

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	子ども・若者育成支援推進大綱の作成・推進			番号	①						
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	一定の成果をあげている								
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		155,126			151,348		
	小計				一般会計	< 155,126 >	の内数	< 151,348 >	の内数		
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
		小計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数	
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数		
合計					一般会計	< 155,126 >	の内数	< 151,348 >	の内数		
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数		

(千円)

【総合評価方式】

政策分野			
子供・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン) (平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)(対象期間:平成26年度まで)			
	政策の目的	評価結果の概要	今後の取組方針等
分野1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する	<p>子供・若者の最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指すとともに、子供・若者が自尊心や自己肯定感を育み自立した個人としての自己を確立することができるよう健やかな成長・発達を支援する。</p> <p>また、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重し、子供・若者自身のネットワークを図ることや社会形成への参画支援を行う。</p>	<p>平成27年に実施した意見募集事業では、新たな大綱策定にあたり、青少年に意見を問い、例えば、国際的な場でコミュニケーションができるマインドや基礎的教養を早期から身に付けていくことが重要という意見から、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する旨を基本的な方針として反映するなど、当事者の意見を踏まえたものとする事ができた。</p> <p>ユース・ラウンド・テーブルについては、子供・若者と施策担当者が直接意見交換をする機会はありませんでしたが、意見を表明する子供・若者、施策担当者の双方にとって貴重な場と評価しており、引き続き、事業を実施していくことが適当と考える。</p>	<p>新たな大綱において、子供・若者育成支援施策の実施状況について、子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う旨の記載を盛り込んでおり、引き続き、青少年意見募集事業に取り組むこととする。</p>
分野2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	<p>子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は一人一人異なり、また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合などもあることから、社会全体で分野・主体の壁を超えて互いに連携・協力し、子供・若者一人一人の置かれた状況、発達段階、性別などに応じて抱えている課題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要がある。</p>	<p>子ども・若者支援地域協議会が設置された地方公共団体においては、その構成機関の数は地方公共団体によって異なるが、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な分野の機関によるネットワークが形成されることで、これらの機関が相互に連携し、例えば、関係機関間で統一したフォーマットを基に相談者の情報を共有することで、複合的な困難を有する子供・若者をどの相談機関につないでも、適切な支援が可能になるなどの効果が見られている。</p>	<p>新たな大綱において、子ども・若者支援地域協議会の設置促進については、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、引き続き、地方公共団体における協議会の設置を促進するとともに、関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、連携して支援を行うことができるよう、協議会に参画することを推進することとした。</p>
分野3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する	<p>子供・若者育成支援は、特に地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援すること、また、官民の取組が行政分野ごとに縦割りにならないようネットワークの総合性を確保することが必要である。また、子供・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題であり、このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子供・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていく</p>	<p>子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するため、全国6ブロックで研修会を開催しており、地域において、子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体が先進的な活動について情報共有する機会を持つことにより相互の連携を促進することは重要であると考えている。</p> <p>また、子供・若者育成支援が国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、強調月間中は、各省庁、地方公共団体においてイベントや街頭啓発などを展開している。</p> <p>さらに、表彰事業については、受賞後も団体等の活動を一層活性化させる要素となるなどの効果がみられる。</p>	<p>新たな大綱において、ブロック研修会を通して、地域において様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図ることとした。</p> <p>また、強調月間についても引き続き国民の理解・協力を促進すべく設定することとし、地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設した。</p>
計画全体	<p>子供・若者育成支援推進大綱に基づく施策を総合的かつ効果的な推進を図る。</p>	<p>子ども・若者育成支援推進点検・評価会議では、平成26年7月に「子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検報告書を決定しており、その中で、同大綱に基づく各般の施策が推進され、一定の成果をあげていることが評価された。</p>	<p>左記の点検・評価会議としては、子供たちの命と未来を守り、チャレンジ精神にあふれた若者が活躍する活力に満ちた社会を創ることを新たな大綱策定に向けて指摘をしている。子供・若者ビジョンでは、全般的に、困難を有する子供・若者の支援に力点を置いており、引き続き施策を推進していくとともに、点検・評価会議の指摘も踏まえ、新たな大綱では、子供・若者の意欲・能力を引き出し伸ばすことも重点課題として設定し、関連施策を推進していく。</p>

## 総 合 評 価 書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 子供・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）																							
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）			<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青少年企画担当） 石田 徹																				
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 28 年 2 月			<b>5. 評価対象期間</b> 平成 22 年度から平成 26 年度																				
<b>6. 政策の概要</b> 「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年法律第 71 号）に基づく大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総合的な推進を図る。																							
<b>7. 達成すべき目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する</li> <li>・困難を有する子ども・若者やその家族を支援する</li> <li>・子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する</li> </ul>																							
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td style="text-align: right;">2,731,085</td> <td style="text-align: right;">3,363,502</td> <td style="text-align: right;">3,228,457</td> <td style="text-align: right;">3,289,100</td> <td style="text-align: right;">3,613,492</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: right;">1,716,809</td> <td style="text-align: right;">3,265,930</td> <td style="text-align: right;">3,180,134</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されており、執行額が少なく記されている。</p>							平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492	執行額	－	1,716,809	3,265,930	3,180,134	－
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																		
予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492																		
執行額	－	1,716,809	3,265,930	3,180,134	－																		
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項）</b> 「子ども・若者ビジョン」に基づく施策の実施状況について、年次報告である白書及び子ども・若者育成支援推進本部長（内閣総理大臣）決定により設置された「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」（有識者会議）において大綱の見直しに向けて取りまとめられた「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」（平成 26 年 7 月）（別添）を基に、主な政策について評価する。																							
<b>10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号）</b> <p>(1) 政策効果の把握の手法                  「子ども・若者ビジョン」に掲げた各種施策の進捗状況について、年次報告である白書を参考にしつつ、上記総点検報告書を基に、主な政策について評価する。</p> <p>(2) 分野別評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">分野 1：すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する</td> </tr> </table>						分野 1：すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する																	
分野 1：すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する																							

① 目標・目的

大綱では、子供・若者の最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指すこと、子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み自立した個人としての自己を確立することができるよう健やかな成長・発達を支援することが掲げられている。また、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重し、子供・若者自身のネットワークを図ることや社会形成への参画支援を行うことが掲げられている。

② 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	1,703,504	2,331,126	2,142,809	2,105,406	2,071,388
執行額	—	693,090	2,225,736	2,059,811	—

※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されているため少くなく記されている。

③ 具体的施策

○青少年意見募集事業

平成 22 年度：7,899 千円      平成 23 年度：6,255 千円  
平成 24 年度：5,590 千円      平成 25 年度：5,487 千円  
平成 26 年度：5,902 千円

④ 政策効果の発現状況

○子供・若者育成支援施策に係る各省の取組等について、年度毎に募集し決定した当事者である子供・若者（中学生から 29 歳まで）約 250 名にインターネットを通じて意見を募集しており、いただいた意見は関係省庁等の施策の企画・立案の参考としている。子供・若者からは、毎回約 6 割程度の回答をいただいております。また、関係省庁においては、例えば、平成 25 年 8 月から 9 月にかけて行われた食品ロス削減に向けた取組についての意見募集結果をその後の消費者庁での学識経験者や消費者団体などからなる「食品ロス削減に関する意見交換会」において参考資料として活用されるなど、当事者の声を聞き、施策に反映することのできる機会として活用されている。結果は関係省庁に共有するとともに、ホームページにて公表している。

（参考）青少年意見募集事業HP：<http://www.youth-cao.go.jp/index.html>

⑤ 政策に対する評価

○意見募集事業は、平成 25 年度の試験実施を経て、平成 26 年度より、子供・若者と省庁の施策担当者が対面して意見交換を行う、ユース・ラウンド・テーブル

という形式も取り入れた。27年に実施した意見募集事業では、新たな大綱策定にあたり、青少年に意見を問い、例えば、国際的な場でコミュニケーションができるマインドや基礎的教養を早期から身に付けていくことが重要という意見から、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する旨を基本的な方針として反映するなど、当事者の意見を踏まえた（例えばどんな意見を踏まえたのか。具体的に記載してください。）ものとすることができた。また、ユース・ラウンド・テーブルについては、子供・若者と施策担当者が直接意見交換をする機会はあまりないため、意見を表明する子供・若者、施策担当者の双方にとって貴重な場と評価している。引き続き、事業を実施していくことが適当と考える。

分野2：困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

⑥ 目標・目的

大綱では、子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は一人一人異なり、また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合などもあることから、社会全体で分野・主体の壁を超えて互いに連携・協力し、子供・若者一人一人の置かれた状況、発達段階、性別などに応じて抱えている課題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要があるなどとされている。

⑦ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	312,813	343,729	347,995	352,199	365,046
執行額	—	331,055	335,058	358,653	—

※関連予算（他省庁予算含む）を記載

⑧ 具体的施策

○子ども・若者支援地域協議会の設置促進

平成 22 年度：136,422 千円      平成 23 年度：126,687 千円  
 平成 24 年度：117,311 千円      平成 25 年度：105,241 千円  
 平成 26 年度：90,578 千円

⑨ 政策効果の発現状況

○平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）において、地域において社会生活を営む上で困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う核となるべき「子ども・若者支援地域協議会」を設置するよう努



めるとされた。本協議会の設置を促進すべく内閣府では、研修会を実施し、学識者による講演や先進的な取組事例を共有するなど設置に向けた後押しをしてきた結果、平成 28 年 1 月時点で 30 都道府県、13 政令指定都市、市町村レベルでは 44 市区町村まで進捗した。本協議会が設置された地域においては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な分野の関係機関間の連携が円滑に行われるようになり、例えば、関係機関間で統一したフォーマットを基に相談者の情報を共有することで、複合的な困難を有する子供・若者をどの相談機関につないでも適切な支援が可能になるなどの効果が見られている。

⑩ 政策に対する評価

○社会生活を営む上での困難を有する子供・若者の問題は複雑・深刻な状況にあり、これらの問題に対応するには単一の機関だけでは困難であることから、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うことが有効である。しかし、様々な分野の支援機関が連携する協議会の担当部署が決まらないことや、地域に適切な専門機関がないこと、既に支援を実施している専門機関との役割分担などの調整が難しいことを理由とする地方公共団体が多いという課題があった。しかしながら、協議会が設置された地方公共団体においては、その構成機関の数は地方公共団体によって異なるが、様々な分野の機関によるネットワークが形成されることで、これらの機関が相互に連携し、困難を有する子供・若者に対する支援を推進することにより、上記⑨のような効果が生じている。このため、引き続き、研修会を通して、既設置地方公共団体における設置までの経過や設置後の成果に関する情報共有を行うなどして、地方公共団体への設置を促進する。

分野 3 : 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

⑪ 目標・目的

大綱では、特に地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援すること、また、官民の取組が行政分野ごとに縦割りとならないようネットワークの総合性を確保することが掲げられている。また、子供・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題であり、このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子供・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていくとされている。

⑫ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	714,728	688,612	737,610	830,302	1,175,852

執行額	—	692,649	705,116	760,492	—
※関連予算（他省庁予算含む）を記載					
<p>⑬ 具体的施策</p> <p>(1) 青少年相談機関に関するブロック連絡会議  平成 22 年度：3,516 千円      平成 23 年度：3,313 千円  平成 24 年度：3,006 千円      平成 25 年度：6,087 千円  平成 26 年度：6,324 千円</p> <p>(2) 子ども・若者育成支援強調月間、社会貢献青少年表彰  平成 22 年度：3,161 千円      平成 23 年度：7,882 千円  平成 24 年度：7,123 千円      平成 24 年度：6,318 千円  平成 26 年度：6,694 千円</p>					
<p>⑭ 政策効果の発現状況</p> <p>(1) 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するため、全国 6 ブロックで各育成支援・相談機関の担当者、警察、学校教育関係者、青少年に関する育成支援を行う民間等の参加による関係機関の連携体制の強化、相談機関の充実並びに情報交換等を行うために開催している。各ブロックとも 6 分科会開催しており、各ブロック 100～150 名程度が参加している。単に講演を聴くだけでなく、事例検討を小グループで行うなど、参加者が積極的に意見交換できるように工夫して行っている。定員を超える申し込みがあった会議もあり、また、開催後のアンケートでも、参加者の約 8 割から有意義であったという意見をいただいております、ニーズの高さがうかがえた。</p> <p>(2) 内閣府では、子供・若者育成支援の重要性について国民の理解を一層深め、家庭、学校、地域が連携協力して子供や若者の育成支援に取り組む気運を高めるため、毎年 11 月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。また、強調月間に合わせて表彰事業を行っており、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年を表彰する「社会貢献青少年表彰」では、例年 15 件程度の団体・個人が表彰を受賞している。表彰を受けた団体はその後も精力的に活動を続けており、例えば、受賞した大学サークル所属の学生が県の協議会委員に就任し、一大学のサークルの枠を超えた公的活動に貢献した事例、地元の福祉施設へ車椅子を修理、寄贈していた団体が、海外の施設にも同様の事業を展開した結果、高円宮記念日韓交流基金「高円宮賞」を受賞するなど、国際的にも評価された事例がみられ、青少年の活動の後押しになっている。</p>					

#### ⑮ 政策に対する評価

- (1) 地域において、子供若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体が先進的な活動について情報共有する機会を持つことにより相互の連携を促進することは重要であり、引き続き全国的な取組内容の向上を図るため実施すべきものと評価する。
- (2) 子供・若者育成支援は、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係するため、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、強調月間中は、各省庁、地方公共団体においてイベントや街頭啓発などを展開しており、国民運動を引き続き実施していく必要がある。また、表彰事業については、団体等の活動を一層活性化させる要素となるなどの効果もみられる。新たな大綱においては、表彰事業を強化、刷新すべきものと評価する。

#### 1.1. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）

上記までの評価を踏まえ、新たな大綱において、子供・若者育成支援施策の実施状況について、子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う旨の記載を盛り込んでおり、引き続き、青少年意見募集事業に取り組むこととする。

子ども・若者支援地域協議会の設置促進については、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、引き続き、地方公共団体における協議会の設置を促進するとともに、関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、連携して支援を行うことができるよう、協議会に参画することを推進することとした。

青少年相談機関に関するブロック連絡会議については、地域において様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図ることとした。また、強調月間についても引き続き国民の理解・協力を促進すべく設定することとし、社会貢献に対する応援では、地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設した。

#### 1.2. 学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号）

有識者会議である子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、12回にわたり点検・評価を実施した。

※第1回（平成22年7月26日）～第12回（平成26年7月4日）

#### 1.3. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第10条第1項第6号）

- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）
- ・子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）
- ・子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書（平成26



年7月子ども・若者育成支援推進点検・評価会議決定)  
・子供・若者白書

注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律(平成13年法律第68号)をいう。

「ガイドライン」とは政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承)をいう。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	青少年インターネット環境整備基本計画の作成・推進			番号	⑫								
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	必要性、有効性、効率性が認められる		(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費			51,977				54,036		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計				一般会計		51,977				54,036		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計				一般会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
合計	合 計				一般会計		51,977				54,036		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

## 総合評価書要旨

### 1. 政策評価の対象とした政策

青少年インターネット環境整備の総合的推進  
(青少年インターネット環境整備基本計画)

### 2. 評価対象期間

平成 27 年度から平成 29 年度

### 3. 政策の概要・目的

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成 20 年法律第 79 号)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(第 3 次)(平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して、分野Ⅰ「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進」、分野Ⅱ「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及」、分野Ⅲ「青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援」、分野Ⅳ「その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策」に取り組むこととされている。

分野Ⅰについては、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発のため、「青少年のインターネット利用環境実態調査」(以下「実態調査」という。)による実態把握や各種普及啓発に関する施策を推進し、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動を図る。

分野Ⅱについては、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、実態調査や各種普及啓発に関する施策を実施し、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図る。

分野Ⅲについては、民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを実施し、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

分野Ⅳについては、ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組として、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施する。

#### 4. 評価結果の概要

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取り組みが開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅱと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

#### 5. 今後の取組方針等

分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならないことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDCAサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

今回の評価結果については、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成30年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に反映されることとなる。

## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 青少年インターネット環境整備の総合的推進 （青少年インターネット環境整備基本計画）																			
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）	<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青少年環境整備担当） 堀 誠司																		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月	<b>5. 評価対象期間</b> 平成 27 年度から平成 29 年度																		
<b>6. 政策の概要</b> 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進することとされている。																			
<b>7. 達成すべき目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進</li> <li>○ 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及</li> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援</li> <li>○ その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策</li> </ul> （参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）第 2～第 5																			
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">27 年度</th> <th style="width: 20%;">28 年度</th> <th style="width: 20%;">29 年度</th> <th style="width: 20%;">30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td style="text-align: center;">15,044 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">16,217 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">11,090 百万円 の内数</td> <td style="text-align: center;">11,147 百万円の 内数</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td style="text-align: center;">14,948 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">16,264 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>						27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	予算額	15,044 百万円の 内数	16,217 百万円の 内数	11,090 百万円 の内数	11,147 百万円の 内数	執行額	14,948 百万円の 内数	16,264 百万円の 内数	—	—
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度															
予算額	15,044 百万円の 内数	16,217 百万円の 内数	11,090 百万円 の内数	11,147 百万円の 内数															
執行額	14,948 百万円の 内数	16,264 百万円の 内数	—	—															
※一部予算について、別の枠組みの予算と一体として執行されているため、執行額が多く記されている。																			
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 号）</b> 各政策について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備のために必要性を有しているか（①必要性）、各政策が関連する費用に見合う効果を得られているか（②効率性及び有効性）、また政策の推進において、必要に応じ、他省庁、地方公共団体、民間事業者等との連携が図られているか（③関係部局間の連携）という観点について、評価を																			

行う。

## 10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号）

### （1）政策効果の把握の手法

基本計画に掲げた各種施策の進捗状況について、各年度のフォローアップ結果及び「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」（平成 30 年 4 月 24 日決定。以下「検討会報告書」という。）を基に、主な政策について評価する。

### （2）分野別評価

#### I. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

##### ① 目標・目的

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、PDCAサイクルを意識して、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

##### ② 具体的施策

- ア 青少年のインターネット利用環境実態調査
- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

##### ③ 政策効果の発現状況

###### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

基本計画の第 6-4 において「青少年のインターネット利用環境実態調査等によりできる限り定量的な検証」を行うこととされており、毎年、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施し、インターネットを利用する機器、利用内容、利用時間等について集計・分析を行っている。

調査結果は政府統計として公表しており、内閣府に限らず、関係省庁及び地方自治体における政策立案並びに民間事業者等の自主的取組において、信頼性の高いデータとして活用されている。

また、平成 29 年には試行的に 0 歳から 9 歳の子供の保護者を対象とした「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」（以下「低年齢調査」という。）



を実施し、集計結果をホームページで公開するとともに、第36回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においては、調査結果の分析データを用い、低年齢層の子供の保護者に対する教育・啓発のあり方を議論する素材として活用した。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画において、以下の内容が示されている。

- 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるにあたり、関係機関、青少年のインターネット利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。(青少年インターネット環境整備法7条)
- 民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDC Aサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める・・・(基本計画第4-1)
- ...施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことを鑑み、地方公共団体と共に、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める(基本計画第6-2)

上記連携体制の構築に向け、内閣府では、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、有識者による連携体制構築の好事例に関する講演や地域における青少年インターネット利用環境整備に向けた課題を討議するなど、連携体制構築に向けた動きを後押ししてきた。

「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」事業概要等	
目的	地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築。
開催回数	年3回
参加人数	各200名程度(各会場の状況等により変更あり。)
参加対象	県青少年担当部局、教育委員会、県警察、総合通信局、民間事業者、PTA、民間団体等の関係者(フォーラム後の連携体制構築を見据えて参加者を募る。)

本フォーラム事業を契機として、

- 県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策(H27/岡山県)
- 県と民間団体が連携した情報化社会における青少年健全育成指導者養成事業(H29/鹿児島県)

が開始されるなど、連携体制構築に向けた効果が表れている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

近年、青少年が、スマートフォンやSNSの利用に伴い、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題が増加している。

青少年がそのようなリスクを理解した上で、スマートフォン等を正しく活用できる環境を整えるため、青少年及び保護者、学校等の関係者、事業者等が連携協力し、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・入学の時期に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係省庁と共に啓発活動等の取組を展開しているところである。

一斉行動期間中、関係省庁連名でPTA宛てに協力依頼文を发出しているほか、

- 内閣府では、都道府県・指定都市等の取組結果の集約及び政府広報を活用した普及啓発活動
- 総務省では、「e ネットキャラバン」を中心とした普及啓発活動
- 経済産業省では、大手家電量販店におけるポスターの掲出

等を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に向けた取組を推進している。

特に平成 29 年度は、座間市における事件の発生を受け、関係閣僚会議において再発防止策が取りまとめられたことから、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として名称変更した上で、12 月から期間を延長して前倒し実施し、関係省庁等がそれぞれ工夫した啓発活動を実施した。

内閣府においても、特に政府広報の充実に努め、例年実施していたラジオ定時番組や新聞突き出し広告に加え、BSテレビや首相官邸LINEなど、新たなメディアを活用した啓発活動を展開し、例年以上に幅広い国民層への周知に努めた。

#### エ 普及啓発リーフレット

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための基本的な計画」（第2次）（平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）において、「保護者に対する青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を行うこと」が盛り込まれたことに伴い、平成 24 年度以降、関係省庁連名による保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、毎年度、青少年のインターネット利用環境の変化や法改正に伴って内容を見直し、内閣府ホームページで公開している。

<内閣府で作成したリーフレット>

年度	公開時期	リーフレット名
平成 24 年度	平成 25 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様を有害情報から守るために」
平成 25 年度	平成 26 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
平成 26 年度	平成 27 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネッ

		トを利用するために保護者ができること」
平成 27 年度	平成 27 年 6 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」 ○ 事業者向け普及啓発リーフレット 「インターネット上の危険から子供を守るために」
平成 28 年度	平成 29 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」
平成 29 年度	平成 29 年 11 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

特に平成 29 年度は、フィルタリングの利用促進を目的とした、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）の成立を受け、保護者に対して同法の内容を詳細に周知するものとした。

加えて、インターネットに関する知識の有無にかかわらず、受け取った国民に理解してもらいやすい内容とすべく、有識者と数度にわたる検討を行い、「分かりやすさ、見易さ」を追求した結果、各方面から「リーフレットを活用したい。」との問い合わせが多く寄せられた。

さらに、誰もが自由に頒布できるよう、リーフレットに配付元を追記できるデータを準備し、同データの活用について広く呼びかけたところ、「印刷は自分たちでするので、データを送ってもらいたい。」など、多くの反響があり、予算措置以上の啓発効果が見られた。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、青少年の非行・被害防止について国民の理解を深めるため、広報啓発を始めとした各種取組を全国で集中的に実施するもので、青少年が非行の兆しを持ち、あるいは様々な被害に遭いやすい夏休み時期である 7 月に毎年実施しており、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、重点課題の一つに「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」を掲げている。

平成 29 年は、4 月に犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」が決定されたことを受け、「子供の性被害の防止」を最重点課題に設定し、その中で SNS 等に起因する犯罪から青少年を守るための教育・啓発、フィルタリングの利用促進の働きかけを盛込んだ。

これを受け、内閣府では、月間中に「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマ

とする「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を初めて開催し、SNS等に起因する被害から青少年を守るためにリテラシー教育が必要であること、リスク回避の手段としてのフィルタリングの普及が重要であることなどについて議論がなされた。

本シンポジウムは、国民の関心の高さから定員を超える申し込みがあり、参加者アンケートにおいても、約7割から「初めて知ったことがあった。」「何か取り組んでみようと思った。」との回答を得、参加者の意識啓発に大きく影響を与えた。

平成 29 年度「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」事業概要等	
目的	青少年の非行・被害防止について国民の理解と関心を深め、機運を盛り上げる。
日時	平成 29 年 7 月 3 日(月)午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
場所	東京都千代田区永田町 2-4-1 都市センターホテル
参加者	少年補導員や防犯ボランティア等を始めとした一般の方 (約 190 名参加)
テーマ	子供の性被害の根絶を目指して

また、内閣府特命担当大臣が定める月間の実施要綱に基づき、関係省庁、地方自治体、協力・協賛団体は、各々の活動を展開しているが、「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」に係る取組みとして、地方自治体においては、

- 携帯電話販売店に対する立入調査
- 県独自のインターネット利用調査
- 保護者・青少年等に対する情報モラル教室の開催

などが行われ、月間を実施することで、青少年インターネット環境整備に向けた取組が活発化された。

#### ④ 政策に対する評価

##### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査（平成 29 年度）によれば、青少年（満 10 歳から満 17 歳）のインターネット利用率は 8 割を超えており、低年齢調査によれば、0 歳から満 9 歳の子供の約 4 割がインターネットを利用している結果となっている等、いまや青少年の生活にインターネットの利用は不可欠となっている。したがって、3 年ごとの基本計画の見直しには、正確かつ定量的なデータ取得のため、本調査の継続が必要である。

また、検討会報告書においては実態調査及び低年齢調査の分析結果を踏まえ、低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発が必要であるとの方向性が示されていることから、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

## イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

近年、スマートフォンに代表される新しい通信機器、公衆無線LANを始めとする新しいネットワーク、LINEなどの新たなサービスが出現し、青少年及びその保護者は、激しいインターネット環境の変化にさらされており、その対策は急務となっている。

これに対応するためには、地方自治体、教育関係者、民間団体等が、その地方における青少年インターネット環境整備上の問題の共有や協働による対策を講じることが必要であるが、

- 地方による取組みに温度差がある
- 関係行政機関の連携が不十分な地方がある

という実情がある。

よって内閣府では、本フォーラムが連携体制構築に向けたキックオフとしての意義を持ったものとするため、開催前の事前アンケートにより各地域における課題を取り上げるとともに、関係機関が連携して課題を解決する方策をフォーラムのテーマとして設定するといった工夫を行ってきた。

さらに、事業の実効性を高めるため、フォーラム開催後の連携体制構築に向けた取組についてフォローアップを行っているところである。

## ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

実態調査（平成29年度）によると、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用時間は増加しているものの、フィルタリングの利用率は5割に満たず、フィルタリングが活用されているとは言い難い状況にある。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これら事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

以上から、引き続き、本一斉行動を通じて、関係省庁や地方自治体、青少年育成団体等と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアを始めとしたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進するとともに、青少年を有害情報から守るためのフィルタリングの利用促進に向けた啓発活動を集中的に実施する必要がある。

## エ 普及啓発リーフレット

フィルタリングの普及促進のため、平成30年2月に「改正青少年インターネット環境整備法」が施行された。

また、検討会報告書では、利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの必要性が指摘されており、今後それに沿った様々な取組が実施されることが予想される。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び

児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これらの事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

したがって、今後も引き続き、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に資するタイムリーな普及啓発資料を作成・更新していく必要がある。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

平成 29 年の警察庁統計によると、SNS 等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったほか、座間市における事件が発生するなど、青少年をインターネット利用に係る犯罪被害等から守るための取組は、喫緊の課題となっている。

月間を主唱している内閣府においては、上記情勢を鑑み、平成 30 年度以降も月間の重点課題を見直しつつ、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な取組を継続的に推進する必要がある。

内閣府が実施するシンポジウムにおいても、青少年の非行・被害に関する情勢やこれに対する政府全体での取組を踏まえて、テーマを設定していく予定である。

なお、平成 29 年度の参加者アンケートで「意識は高まったがどうしたらいいかわからない」等の意見もあったことから、今後は、講演者に対して参加者目線の具体的な発表内容を依頼するなど、参加者の行動変容にも寄与できるよう、シンポジウムの運営方法を改善する予定である。

## II. 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

### ⑤ 目標・目的

社会全体で「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

### ⑥ 具体的施策

#### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査



イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

エ 普及啓発リーフレット

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

## ⑦ 政策効果の発現状況

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

本実態調査の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－アで述べたとおりである。

なお、本分野における効果を追記すると、フィルタリング利用率、フィルタリングの認知率の他、スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由、フィルタリングを解除した理由の項目を集計し、報告書として内閣府ホームページに公開している。

また、第 35 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においてはフィルタリングに関する回答の分析データを用い、フィルタリングに求められる選択の多様性に関する議論を行った。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－イで述べたとおりである。

なお、それぞれのフォーラムにおいて、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であることが取り上げられており、分野Ⅰ－③－イ記載のとおり、岡山県ではフォーラムをきっかけに県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策が取り組まれている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－オで述べたとおりである。

## ⑧ 政策に対する評価

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査の評価については分野Ⅰ－④－アで述べたとおりである。

なお、検討会報告書では、スマートフォンにおける取組に関して「フィルタリングの設定の複雑さや利用の不便さ、青少年が利用したいサイト・アプリを使用できないこと等」が指摘されており、「利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現に向けた取組」が必要であるとの方向性が示されている。

よって、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの有効性については分野Ⅰ－④－イで述べたとおりである。

なお、既述のとおり、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であるにもかかわらず、その普及が伸び悩んでいることから、引き続き、フォーラムで討議すべき事項であると考えます。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動に対する評価は分野Ⅰ－④－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットに対する評価は分野Ⅰ－④－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の評価は分野Ⅰ－④－オで述べたとおりである。

Ⅲ. 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

⑨ 目標・目的

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

⑩ 具体的施策

青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

⑪ 政策効果の発現状況

本フォーラムの効果の発現状況については、Ⅰ－③－イ及びⅡ－⑦－イで述べたとおりである。

⑫ 政策に対する評価

本フォーラムに対する評価については、Ⅰ－④－イ及びⅡ－⑧－イで述べたとおりである。

Ⅳ. その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

⑬ 目標・目的

ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組を推進する。

⑭ 具体的施策

諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査

⑮ 政策効果の発現状況

基本計画の第5-5-(2)において「青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。」と定められており、平成27年度は、アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組について調査を実施、平成29年度は、アメリカ及び韓国における青少年のインターネット環境整備状況等の調査を実施し、報告書を内閣府ホームページにおいて公開している。

⑩ 政策に対する評価

本テーマに係る調査研究は他に類例がなく、国会答弁において本調査結果が引用された実績がある。(平成29年4月10日 第193回国会 決算行政監視委員会第二分科会 内閣府石原副大臣答弁)

以上のことから、外国における違法・有害情報に関する法制度や取組事例等を調査研究し、我が国における施策の効果的な推進に資するためのデータを今後も継続的に取得する必要がある。

**11. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）**

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取組が開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅰと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

他方で、分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならないことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDC Aサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

なお、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの利用が急速に拡大する状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的とする改正青少年インターネット環境整備法が、本年2月1日に施行され、これにより、携帯電話の販売事業者に対して、契約締結時における、青少年へのフィルタリングに関する確認や説明、フィルタリングの設定を行う義務などが、新たに課せられた。10-II-⑥に記載の各施策の遂行にあっても、今後は本改正を

踏まえたフィルタリングの更なる利用促進を図っていく予定である。

今回の評価結果については、検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成 30 年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 4 次）」に反映されることとなる。

## 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、施策の進捗状況の報告及び検討を行った。

【開催状況】平成 27 年度：3 回、平成 28 年度：3 回、平成 29 年度：5 回

## 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji\\_keikaku.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji_keikaku.pdf)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号) 概要

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_torikumi/pdf/hourei/h29\\_75-gaiyou.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf)

- ・ 平成 27 年度フォローアップ結果

(平成 28 年 6 月 第 31 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 28 年度フォローアップ結果

(平成 29 年 4 月 第 34 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 29 年度フォローアップ結果

(平成 30 年 4 月 第 39 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（平成 30 年 4 月 24 日決定）

- ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

- ・ 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_child.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_child.html)

- ・ 普及啓発リーフレット集

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)

(注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	高齢社会対策大綱の作成・推進			番号	⑬				
評価方式	総合実績・事業		政策目標の達成度合い	-					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		64,192		31,895	
	小 計				一般会計	< 64,192 >	の内数	< 31,895 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 64,192 >	の内数	< 31,895 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	障害者基本計画の策定・推進			番号	⑭				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	-					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		102,343		132,022	
	小 計				一般会計	< 102,343 >	の内数	< 132,022 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 102,343 >	の内数	< 132,022 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数



政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	交通安全基本計画の作成・推進			番号	⑮								
評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり									
(千円)													
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費			82,558				85,262		
	小 計				一般会計		82,558				85,262		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
合 計					一般会計		82,558				85,262		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-42(政策12-施策⑥))

政策名	共生社会実現のための施策の推進										
施策名	交通安全対策の総合的推進										
達成すべき目標	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。										
施策の概要	【施策の概要】 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、令和2年までに交通事故死者数を2,500人以下とすることを目指し、世界一安全な道路交通の実現を図るため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進する。										
	【平成30年度に実施した具体的取組】 平成30年度においては、「高齢運転者による交通事故防止対策について」(平成29年7月7日交通対策本部決定)に基づき、交通対策本部の下に設置された関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を4月に開催し、フォローアップを行い、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって取組を推進したほか、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図った。また、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通安全フォーラムの開催」(平成30年11月に内閣府、山梨県及び甲府市の共催により、『飲酒運転の根絶に向けて～富士山に誓ってなくそう! 飲酒運転～』をテーマに開催した。)、交通指導員等交通ボランティア支援事業などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進した。										
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度			
		予算の状況	当初予算(a)	75	83	89	86	/			
			補正予算(b)								
			繰越し等(c)								
			合計(a+b+c)	75	83	89					
執行額	67	68	78								
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成22年1月2日 福島みずほ内閣府特命担当大臣年頭の談話 平成30年を目標に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。										

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況								
				基準値	目標値	暦年ごとの目標値					達成状況	
						暦年ごとの実績値						
1-1. 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数	□		①4,117人 (平成27年中)	①2,500人 (令和2年中)	27年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	△
					目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成			
					平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中			
					①4,113人	①4,117人	①3,904人	①3,694人	①3,532人			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。												
1-2. 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ②死傷者数	□		②670,140人 (平成27年中)	②500,000人 (令和2年中)	27年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	○
					目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成			
					平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中			
					②715,487	②670,140	②622,757	②584,544	②529,378			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第10次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。												
2. 80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標 ・年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数	□		約270人 (平成26年から平成28年の平均値)	200人 (令和2年中、ただし、平成29年中は250人)	28年度	令和2年度	26年	27年	28年	29年	30年	△
					目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成			
					平成29年中	平成30年中						
					242人	266人						
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年11月に開催された関係閣僚会議における総理大臣の指示を受け、平成29年7月7日に交通対策本部において決定された「高齢運転者による交通事故防止について」において、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止に関する目標が掲げられており、同目標を測定指標とすることとした。												
3. 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	□		44.7%	70%	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
					95%	70%	70%	70%	70%			
					41.2%	43.6%	46.0%	44.7%	39.4%			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。												

測定指標	定量的指標	4. 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			29年度	30年度	年度ごとの実績値					
			76.70%	90%	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
		98%	90%	90%	90%	90%				
			81.1%	77.7%	79.3%	76.7%	72.8%			
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】										
国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。										

参考指標	1. 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	関係自治体等への調査結果の成果物の還元		-	-	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) -
--------------	------------------------------------

施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○測定指標1-1及び1-2については目標を達成できなかった。</li> <li>・高齢者の人口当たりの交通事故死者は減少しているものの、高齢化の進展に伴い、全交通事故死者のうち高齢者は1,966人と、全体に占める割合は過去最高の55.7%となったことなどが主な要因として考えられる。</li> <li>・死傷者数については、目標を達成できなかったが、減少傾向が続いており、着実に進展している。</li> <li>○測定指標2については目標を達成できなかった。</li> <li>・80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数(免許人口10万人当たり)も昨年に比べ増加したことが主な要因と考えられる。</li> <li>○測定指標3については目標を達成できなかった。</li> <li>・全年齢における実績値が39.4%であるのに対し、実績値が低い世代は、10代(28.2%)、30代(29.3%)、20代(32.0%)の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。</li> <li>○測定指標4については目標を達成できなかった。</li> <li>・全年齢における実績値が72.8%であるのに対し、実績値が低い世代は、20代(59.4%)、10代(61.2%)の順となり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。</li> </ul> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】</p> <p>-</p>
-------	--

評価結果	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進
	<p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○測定指標1-1及び1-2については、引き続き目標達成に努めることとする。</li> <li>・交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに14年連続で減少したほか、24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。一方で交通事故死者のうち高齢者の占める割合が過去最高となったことから、目標達成に向け、「人優先」の安全思想を基本とし、今後の高齢者人口の増加を踏まえた高齢運転者の事故防止対策の強力な推進、関係機関・団体等と連携した交通安全対策の一層充実を図る。</li> <li>○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。</li> <li>・平成28年11月に設置した「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ(平成29年6月)を踏まえ、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況について情報の共有を図りながら、関係省庁と一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を推進する。</li> <li>○測定指標3については、引き続き目標達成に努めることとする。</li> <li>・「春・秋の全国交通安全運動」の実施に当たっては、運動の趣旨、実施期間、重点などを広く国民に周知し、運動の認知度を高めるために、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体等と連携し、ポスター、チラシ、インターネット、テレビ等の各種広報媒体を効果的に活用した広報活動を強力に推進する。</li> <li>・10代から40代の実績値が低いことから、内閣府で開催している交通安全指導員養成講座や交通ボランティア等ブロック講習会、関係機関との各種会議等において、現状の認識を共有し、当該世代に対する効果的な啓発活動を推進する。</li> <li>○測定指標4については、引き続き目標達成に努めることとする。</li> <li>・10代から20代の実績値が低いことから、内閣府が作成し、ホームページで公開している中学生及び高校生並びにその指導者を対象とした交通安全教材「自転車交通安全講座」の周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開し、交通安全意識の向上に努める。</li> <li>・交通安全指導員、シルバーリーダー及び市区町村の交通安全対策主管課職員等に対して、必要な知識の習得や指導力の向上を図り、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と連携した地域に密着した街頭活動、交通安全教育及び広報啓発活動等を展開し、国民全体の交通安全意識の向上を図る。</li> </ul> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年版交通安全白書(第1編第1部第1章) (<a href="https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/pdf/zenbun/1-1-1.pdf">https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/pdf/zenbun/1-1-1.pdf</a>)</li> <li>・「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査(報告書)」(H31.3月実施:内閣府)</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----------------	----------	--------

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	子どもの貧困対策大綱の作成・推進			番号	⑩								
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	一定程度の進展										
(千円)													
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費			290,467				599,095		
	小 計				一般会計	<	290,467	>	の内数	<	599,095	>	の内数
					特別会計	<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計	<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計	<		>	の内数	<		>	の内数
合 計					一般会計	<	290,467	>	の内数	<	599,095	>	の内数
					特別会計	<		>	の内数	<		>	の内数

# 総合評価書要旨

## 1. 評価対象施策

子どもの貧困対策の総合的推進

## 2. 評価対象期間

平成 26 年度から平成 30 年度

## 3. 施策の目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。

## 4. 評価結果の概要

子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定）に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に置かれた子供の貧困対策に関する有識者会議で検証・評価を行っているところ。

平成 31 年度中を目途に現行大綱の見直しを実施することとしており、現在、上記の検証・評価と並行して、これまでの 5 年間の実施状況等に鑑みながら同会議において新たな大綱の作成に向けた議論を実施しているところ。

このため、現時点で大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等に対する最終的な評価を行うことは困難であるが、現在までに同会議で頂いている評価に照らせば、政策としては一定程度の進展が見られた。

# 総合評価書

## 1. 評価対象施策

子どもの貧困対策の総合的推進

## 2. 担当部局

政策統括官（共生社会政策担当）

## 3. 政策評価時期

令和元年 8 月

## 4. 評価対象期間

平成 26 年度から平成 30 年度

## 5. 施策の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。

## 6. 施策の目的

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指す。

[参考] 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 1 条、第 2 条第 1 項  
子供の貧困対策に関する大綱 第 2 基本的な方針

## 7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	135	2634	1158	916	552
執行額	83	325	380		—

※ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（子どもの貧困対策担当）付 において実施される施策の予算に限る。

## 8. 施策の実施状況

### (1) 教育の支援

○スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の配置を拡充し、教育相談体制を整備

- ・ SSW 約 1,500 人（平成 26 年度予算）→7,547 人（平成 30 年度予算）
- ・ SC 23,800 校（平成 26 年度予算）→26,700 校（平成 30 年度予算）

- ・平成 27 年度より、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを新設、継続実施。
- 平成 29 年 11 月 教育職員免許法施行規則改正
- ・平成 31 年 4 月以降の入学生から、貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援について、教員養成課程において必ず修得することとした。
- 高等学校等における就学継続のための支援の推進
- ・全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を行い、これを踏まえて、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方等を示した通知を平成 29 年度に発出。
- 地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を実施。
- ・1,751 か所（平成 27 年度新設時）→ 2,813 か所（平成 29 年度実施）
- 幼児教育・保育の段階的無償化
- ・平成 26 年度以降幼児教育・保育の無償化に段階的に取り組み、生活保護世帯の全ての子供を無償、住宅税非課税世帯の第 2 子を無償、年収 360 万円未満の世帯において、ひとり親世帯では第 1 子半額、第 2 子以降無償、それ以外の世帯では、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子半額、第 3 子以降無償、等を実施。
  - ・平成 31 年 10 月以降、3 歳から 5 歳までの子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。
- 大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れの加速
- ・給付型奨学金を平成 29 年度に創設、先行実施（2,800 人）。平成 30 年度より本格実施（20,000 人）。
  - ・無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施

	平成 26 年度予算	平成 30 年度予算
給付型奨学金	—	2 万 2,800 人
無利子奨学金	44 万 1,000 人	53 万 5,000 人
有利子奨学金	95 万 7,000 人	75 万 7,000 人

- ・平成 29 年度以降の無利子奨学金新規貸与者より対象とする新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入（平成 26 年度補正予算よりシステム開発に着手）

○生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援実施の拡大

- ・生活困窮者自立支援法の任意事業としての学習支援事業の実施率  
平成 27 年度：33% → 平成 29 年度：56%

○子どもの生活・学習支援事業の実施

- ・ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を実施。

○児童養護施設等に入所する中学生の学習支援（平成 26 年度以降）

- ・大学生や教員OB等による学習指導実施
- ・学習塾を利用した場合の月謝等の費用を措置費等に計上

○就学援助の活用・充実

- ・平成 27 年度から「就学援助ポータルサイト」において、実施状況等調査の集計結果等を公表、適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促進。
- ・平成 29 年度には、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等の予算単価を約 2 倍に増額。小学校へ入学する年度の開始前に支給した新入学学用品費等を新たに補助対象にできるよう、要綱を改正。

○「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減

- ・平成 26 年度より高校生等奨学給付金事業を新たに創設し、生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減。
- ・高等学校等就学支援金制度については、国公立を問わず、平成 26 年度より、所得制限（年収約 910 万円未満）を設け、それによって生じた財源で私立学校に通う低所得世帯への支給額の引上げ等を実施。
- ・平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、現行の高等学校等就学支援金を拡充し、2020 年度までに、安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料実質無償化を実現。



## (2) 生活の支援

- 「新・放課後子ども総合プラン」を策定（平成 30 年 9 月）
  - ・2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備する。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期等に、生活、就業、養育費確保等ひとり親が抱える問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（平成 28 年度～）
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
  - ・平成 27 年度に創設。施設退所後、就職する者については家賃相当額、進学する者については家賃相当額に加え生活費が貸付の対象。また、施設入所中の児童等については就職に必要な資格取得のための費用が貸付の対象。
  - ・一定期間就業を継続すること等により返済免除。
  - ・これまでに全都道府県で実施。
- 社会的養護自立支援事業
  - ・平成 29 年度に創設。里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。

## (3) 保護者の就労の支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
  - ・平成 27 年度に創設。高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付。
  - ・平成 28 年度から、支給期間を 2 年から 3 年に拡充し、養成期間が 3 年の資格（看護師等）についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も 2 年以上から 1 年以上に緩和して、調理師や製菓衛生師等の資格も対象に拡大。
  - ・平成 30 年度からは、准看護師の養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算 3 年分の給付金を支給できるよう支援拡大。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
  - ・平成 27 年度に創設。ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用を最大で 6 割支給（上限 15 万円）。

#### (4) 経済的支援

##### ○児童扶養手当

- ・平成 28 年度に、第 2 子加算額を 5 千円から 1 万円へ、第 3 子以降加算額を 3 千円から 6 千円へ増額。  
(第 2 子加算額は 36 年ぶり、第 3 子以降加算額は 22 年ぶりの引上げ)
- ・平成 30 年 8 月支給分より、全部支給の所得制限限度額を 130 万円から 160 万円へ引上げ。
- ・平成 31 年 11 月支払より、支払回数を年 3 回から年 6 回に見直し。

##### ○生活保護世帯の子供の進学支援

- ・平成 27 年度に、学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした。
- ・平成 28 年度以降、就労や早期の保護脱却に資する費用を収入認定除外の対象とした（平成 30 年 4 月には、受験料を対象として明示。）。
- ・平成 30 年 4 月より、住宅扶助費については同居する当該進学者も世帯人数として数え、住宅扶助費を減額しないこととした。
- ・平成 30 年 6 月より、生活保護受給世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給。

##### ○養育費等の確保支援

- ・養育費等の取決めについて解説したパンフの離婚届書との同時交付
- ・民事執行法制の見直し

#### (5) その他

##### ○子供の未来応援国民運動の推進（内閣府にて実施）

- ・平成 27 年 4 月の「子供の未来応援国民運動」発起人集会にて採択された趣意書に基づき、同年 10 月に「子供の未来応援国民運動」が始動。
- ・国民運動の一環として
  - ◇ 企業や個人から寄せられた寄付金で草の根で支援を行う NPO 等の活動支援を行う「子供の未来応援基金」を創設。平成 30 年 9 月末時点で寄付累計総額が約 10 億円にのぼり、現在まで 2 度にわたり延べ 165 団体に対し支援金を交付。
  - ◇ 支援を必要とする NPO 等民間団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進するため、学習支援、子供食堂、フードバンクの各分野における全国的なネットワークを有する団体と連携し「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足。
  - ◇ 企業、NPO 等団体、市民、自治体等が一堂に会して、子供の貧困対策に係る情報や認識の共有・連携を行うきっかけづくりの場となる「子供の貧

困対策マッチング・フォーラム」を全国で開催。

○地域子供の未来応援交付金（内閣府にて実施）

- ・平成 27 年に、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるべく、教育・福祉の分野を始め地域における多様な関係者の連携・協力のもと地域の実情に応じた効果的な施策を講じられるよう、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として創設。
- ・268 自治体に対し、約 7 億円を交付決定（平成 30 年 8 月末時点）。

## 9. 政策効果の把握

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて設置された子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に、関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議を置き、同会議において検証・評価することとしている。

現在、新たな大綱の作成に向けて、子供の貧困対策に関する有識者会議において幅広く意見を聴取し、議論を行っており、その議論も踏まえ、最終的な検証・評価を行う予定である。

このため、現時点で大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等に対する最終的な評価を行うことは困難であるが、現時点における評価結果は次項のとおりであり、政策としては、一定程度の進展が見られた。

## 10. 政策評価の結果

(1) 平成 26 年度以降これまでの子供の貧困対策に関する歩みについて

- ・全国各地で様々な施策を精力的に実施した結果、相対的貧困という捉え方が国民に随分広がり、大綱に掲げられた 25 の指標が改善していることは評価。
- ・しかし、子どもの貧困率やひとり親の状況は依然として厳しい。この 5 年間の流れを断ち切ることなく、今後も継続的に施策を実施していく必要。

(2) 大綱に掲げられた 25 の指標の現状 ※令和元年 6 月 25 日時点

指標	大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率	90.8% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	93.7% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率	5.3% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	4.1% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	32.9% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	36.0% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成 26 年 5 月 1 日現在)	95.8% (平成 30 年 5 月 1 日現在)

児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	72.3% (平成23年度)	73.4% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)
スクールソーシャルワーカー の配置人数	1008人 (平成25年度実績)	2041人 (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(小学校)	37.6% (平成24年度実績)	66.0% (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(中学校)	82.4% (平成24年度実績)	89.6% (平成29年度実績)
就学援助制度に関する周知状 況 (毎年度の進級時に学校で就学援助 制度の書類を配付している市町村の 割合)	61.9% (平成25年度)	77.9% (平成29年度)
就学援助制度に関する周知状 況 (入学時に学校で就学援助制度の書 類を配付している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	75.4% (平成29年度)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)

児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	2. 1 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	2. 4 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の就職率 (高等学校卒業後)	69. 8 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	62. 5 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0. 8 % (平成 23 年度)	1. 7 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校卒業後)	33. 0 % (平成 23 年度)	24. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	80. 6 % (平成 23 年度)	81. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	91. 3 % (平成 23 年度)	85. 4 % (平成 28 年度)
子供の貧困率	16. 3 % (平成 24 年)	13. 9 % (平成 27 年)
子供がいる現役世帯のうち大 人が一人の貧困率	54. 6 % (平成 24 年)	50. 8 % (平成 27 年)

## 11. 学識経験を有する者の知見の活用

関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議において、大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等を検証・評価することとしている。

## 12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

### (1) 根拠とした統計・データ等

生活保護世帯に属する子供の進学率・中退率・就職率

「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」

児童養護施設の子供の進学率・就職率

「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ」

ひとり親家庭の子供の就園率・進学率・就職率、ひとり親家庭の親の就業率

「全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

「文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ」

就学援助制度に関する周知状況

「文部科学省初等中等教育局財務課調べ」

日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子、有利子)

「独立行政法人日本学生支援機構調べ」

子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率  
「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

**(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報**

子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条に基づき、子供の貧困対策に関する有識者会議における議論を経て、毎年8月頃に子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況を内閣府ホームページ上に公表している。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	青年国際交流の推進			番号	⑰				
評価方式	総合実績・事業	政策目標の達成度合い		成果が順調に発現					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		1,382,840		1,402,265	
	小 計				一般会計	< 1,382,840 >	の内数	< 1,402,265 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 1,382,840 >	の内数	< 1,402,265 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

## 総合評価書要旨

### 1. 政策評価の対象とした政策

青年国際交流の推進

### 2. 評価対象期間

平成 25 年度から平成 29 年度まで

### 3. 政策の概要・目的

日本青年の海外派遣または外国青年の日本に招へい、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じて、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成や、戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上を目指す。

### 4. 評価結果の概要

本施策については、全体的にその効果が表れるのは事業実施後 5～10 年以上の経過が必要と考えており、今回は、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行ったところ、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。

また、フォローアップ調査によると、国際的な人脈・ネットワークの広がりや、地域的な人脈・ネットワークの広がりについては、平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後）より平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後）が低かった。これは時間経過が影響しているのか、または参加年度の傾向か、今後原因が分析できるよう、引き続きサンプルの取り方を改善していく必要がある。

### 5. 今後の取組方針等

本施策の本評価としては、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成 35 年度に評価の取りまとめを行うこととする。



## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 青年国際交流の推進					
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）			<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青年国際交流担当） 山谷英之		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月（中間取りまとめ） ※平成 35 年度（取りまとめ）			<b>5. 評価対象期間</b> 平成 25 年度から平成 29 年度まで		
<b>6. 政策の概要</b> 日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、時代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
<b>7. 達成すべき目標</b> ①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上					
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b>					
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項）</b> 内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークをいかして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。 また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみを持ち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。 主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。 この際、人材育成面については、事業参加から 5～10 年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか（今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対しての発信等）について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。 また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行う					

ことを想定している。

## 10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条1項4号）

### （1）政策効果の把握の手法

青年国際交流事業の各事業における参加青年に対するフォローアップ調査

### （2）分野別評価

#### I. 青年国際交流の推進

##### ① 目標・目的

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）の記載を踏まえ、「国際化が進む社会の各分野で活躍できる青年の育成」を目標としており、その達成を図る主な指標等として、下記を掲げている。

- ・青年国際交流事業の各事業における参加青年に対する調査において、事業への参加がその後のキャリア形成において役割を果たしたと評価する者の割合
- ・青年国際交流事業参加後に社会貢献活動に関わっている事業参加者の割合
- ・青年国際交流事業参加後も事業に参加した外国青年等と交流が続いている事業参加者の割合

##### ② 分野別予算額・執行額の推移（単位 百万円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—

##### ③ 具体的施策

###### ・国際青年育成交流事業

皇太子殿下の御成婚を記念して1994年に開始した事業。バルト三国や中南米及びアジア諸国などに日本青年を派遣し、訪問国では現地青年との社会事情に関するディスカッション、企業等施設訪問及びホームステイを行う。また帰国後は、日本に招へいされた外国青年と一緒に会して国際青年交流会議に参加し、3日間にわたる外国青年とのディスカッションを通じて、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を高める。

（参加人数：日本青年約40名・外国青年約50名、対象年齢：18～30歳）

###### ・日本・中国青年親善交流事業

1978年の日中平和友好条約の締結を記念し、1979年から開始された日中両国政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流とともに、ビジネス環境・就職・ボランティアの状況などについて、両国の共通点や相違点などを掘り下げて考える機会ともなる大学生との意見交換、グローバルに飛躍を

とげる中国の先進企業訪問、起業をめぐるビジネス制度等に関連する施設の訪問等を行う多彩なプログラム。

(参加人数：日本青年約 25 名・中国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・日本・韓国青年親善交流事業

1984 年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、1987 年から開始された日韓両政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流、地球環境、文化、教育、社会福祉等の各種施設、先進企業の訪問やディスカッション等を行う。これらを通じて、日韓関係の将来に向けたありようについて踏み込んで考え、どのような領域で青年たちが東アジア地域の発展に貢献できるのかを考えてゆく機会ともなる。また、日本に招へいした韓国青年と日本青年との合宿文化交流会等を行っている。

(参加人数：日本青年約 25 名・韓国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・東南アジア青年の船事業

1974 年に開始したわが国と ASEAN 諸国との共同事業。ASEAN10 か国の青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。東南アジア各国から選びぬかれた青年とのネットワークを構築するとともに、アジア地域の未来を担う人材の育成を図る。

(参加人数：日本青年約 40 名・外国青年約 300 名、対象年齢：18～30 歳)

・世界青年の船事業

1967 年度開始の「明治百年事業」にルーツがある事業。毎年異なる世界 10 か国から集まった外国青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。プロジェクトマネジメントや異文化対応を、理論・実践の両面で強化することに重点をおいた事業。

(参加人数：日本青年約 120 名・外国青年約 120 名、対象年齢：18～30 歳)

等

④ 政策効果の発現状況

○事業参加経験をキャリア形成に役立てた

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 72.9%

○事業参加経験をきっかけに、社会貢献（ボランティア等）に取り組むようになった青年の割合

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 69.2%

○国際的な人脈・ネットワークが広がった青年

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 88.6%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 98.5%

※いずれも、「①そう思う」、「②ややそう思う」、「③どちらでもない」、「④あまりそう思わない」、「⑤そう思わない」との質問に対し、①、②と答えた青年の割合

#### ⑤ 政策に対する評価

主な指標として掲げている事項について、事業参加青年を対象に行ったフォローアップ調査の結果を見る限りでは、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。引き続き、取りまとめ（平成 35 年度）に向けて成果の発現状況を見ていきたい。

※本施策については、中間取りまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行った。

### 11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

- ・本施策については、全体的にその効果が表れるのは事業実施後 5～10 年以上の経過が必要と考えており、今回は、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行ったところ、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。
- ・また、フォローアップ調査によると、国際的な人脈・ネットワークの広がりや、地域的な人脈・ネットワークの広がりについては、平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後）より平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後）が低かった。これは時間経過が影響しているのか、または参加年度の傾向か、今後原因が分析できるよう、引き続きサンプルの取り方を改善していく必要がある。
- ・本施策の本評価としては、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成 35 年度に評価の取りまとめを行うこととする。

### 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

### 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・平成 27 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 27 年 7 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/houkokusho.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf)
- ・平成 28 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 28 年 8 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/h2808\\_houkoku-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2808_houkoku-1.pdf)  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/h2808\\_houkoku-2.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2808_houkoku-2.pdf)
- ・平成 29 年青年国際交流事業に関する検討会報告書（平成 29 年 7 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/h2907\\_houkoku.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2907_houkoku.pdf)
- ・内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書（平成 29 年度）

（注）「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。